

規則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項の卒業の認定を受けた者は、学校教育法第二百三十二条の二の規定に基づき、専門士と称することができる。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一項を加える。

（学校評価）

第三十条 学院は、学校教育法第二百三十二条の二第一項の規定に基づき、その教育水準の向上に資するため、学院長の定めるところにより、学院の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学院は、前項に規定する状況について、学院に係る教育に関し知見を有する者その他の学院の関係者（学院の職員を除く。）による評価を受け、その結果を公表するものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。